

不当勞働行為事件命令集

決 定 書

申立人 X

被申立人 Y

代表者 B

上記当事者間の岩労委平成 29 年（不）第 2 号事件（平成 29 年 12 月 28 日申立て）について、岩手県労働委員会は、平成 30 年 3 月 28 日に第 678 回公益委員会議を開催し、会長公益委員宮本ともみ、公益委員長谷川大、同岡田寛史、同本田純、同太田秀栄が合議を行った結果、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

第 1 請求する救済内容の要旨

被申立人は、命令書受領後 300 日以内に、幅 90 メートル、長さ 180 メートルの白地に、明瞭に墨書き若しくは黒文字で印字して、被申立人の事務所の道路法上の道路（複数ある場合は各道路から）から見やすい場所に、終日、300 日間、不当労働行為認定の内容と今後このような行為を繰り返さないよう留意する内容を掲示すること。

第 2 事案の概要

1 申立ての概要

本件救済申立てに係る事案の概要是、別紙「不当労働行為救済申立書」の「不当労働行為を構成する具体的な事実」に記載のとおりである。

2 当事者等

(1) 被申立人 Y（以下「被申立人」という。）は、肩書地に所在する地方公共団体である。

(2) 申立人 X（以下「申立人」という。）は、肩書地を住所とする個人である。

3 審査の経緯

(1) 申立書の受付

申立人は、本件申立てを郵送により行い、当委員会は平成 29 年 12 月 28 日付で受付をした。

しかし、本件申立書は、当事者がどのような雇用関係にあったのかその具体的な

実、被申立人が不当労働行為を行った日・場所・行為等の、労働委員会規則第32条第2項第3号に規定する「不当労働行為を構成する具体的事実」の記載を欠いていた。

(2) 申立人に対する補正勧告

当委員会は、平成30年1月29日の第676回公益委員会議において、本件申立書が、労働委員会規則第32条第2項第3号に規定する「不当労働行為を構成する具体的事実」の記載を欠いていたため、同年2月7日までにその補正を行うよう勧告することを決定し、同年1月29日付け補正勧告書を特定記録郵便で申立人に通知し、同月30日、申立人の肩書き地に配達されたことを確認した。

なお、当該補正勧告書には、正当な理由なく期日までに申立書が補正されない場合は、労働委員会規則第33条第1項の規定に基づき却下することがある旨記載していた。

しかし、補正期限経過後においても補正はなされなかった。

(3) 補正の督促

当委員会は、平成30年2月27日の第677回公益委員会議において、同年3月8日までに本件申立書の補正を行うよう督促することを決定し、同年2月27日付け督促通知を特定記録郵便で申立人に送付し、同月28日、申立人の肩書き地に配達されたことを確認した。

なお、当該督促通知には、正当な理由なく期日までに申立書が補正されない場合は、労働委員会規則第33条第1項の規定に基づき却下することがある旨記載していた。

しかし、現在に至るまで補正はなされておらず、申立人は、本件申立てにおいて、申立書その他書面等により、具体的事実をもって主張していない。

第3 判断

以上の経緯のとおり、本件申立ては、労働委員会規則第32条第2項第3号に規定する「不当労働行為を構成する具体的事実」の記載の要件を欠き、その補正がなされないのである。

よって、当委員会は、労働委員会規則第33条第1項第1号を適用して主文のとおり決定する。

平成30年3月28日

岩手県労働委員会
会長 宮本ともみ

